

## IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金応募要領（令和 8 年度）

### 1. 事業概要

再生可能エネルギー100%由来の電力に切り替えた者に対し、予算の範囲内で奨励金を支給することにより、温室効果ガスの排出量の削減を図り、脱炭素社会構築に寄与することを目的とします。

### 2. 奨励金の交付対象者

自らが契約し、かつ、居住する市内の建築物の契約電力を従来電力から再エネ 100%電力メニューに切り替えた方で、次に掲げる要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 供給地点特定番号ごとの申請を行っていること。
- (3) 同一年度内において、当該電力契約について、交付要綱に基づく奨励金の交付を受けていないこと。
- (4) 市税(固定資産税・軽自動車税・市民税)の滞納がないこと。
- (5) 和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) ①か②のいずれか
  - ①令和8年度に初めて奨励金を申請する人(令和7年12月28日以降に契約電力を従来電力から再エネ100%電力メニューに切り替えた方)
  - ②令和7年度に本奨励金の交付を受け、かつ令和8年度の交付申請時点において令和7年度の交付申請をした時点から途切れなく再エネ100%電力メニューから電力供給を受けている人。

※初めて申請される場合、令和7年12月28日より前に、従来電力から再エネ100%電力メニューへの切り替えが完了済みである場合は、本奨励金の対象となりません。

### 3. 奨励金の対象電力メニュー

環境省の「再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業」における再エネ電力メニュー審査で対象となったもの。その他のメニューでも対象となる可能性があります。環境政策室にご相談ください。

### 4. 奨励金の金額

1 申請当たり奨励金の額は、20,000 円です。

### 5. 交付申請の申込方法・時間

#### ◆申込方法

- (1) 電子申請 右のQRコードから申請してください。



- (2) 書類を環境政策室窓口まで持参または郵送にて提出ください。

#### ◆受付時間 窓口受付は受付期間中の午前9時00分から午後5時15分まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

※郵送の場合、遅延・不着等の責任は負いかねますので、ご了承ください。

※窓口受付時間外に到着した郵送は翌開庁日の受付とします。

**※先着順のため、受付件数が50件を超えている場合は、受付することはできません。**

市のHP上で随時受付件数を公開しますのでご確認のうえ、申請を行ってください。

## 6. 手続きの流れ

① 電力切替	電力切替の申込みを小売電気事業者に対して行ってください。
② 交付申請	令和8年6月1日（月）～ 令和9年3月12日（金） 必要書類を揃え、電子申請・窓口持参・郵送にて提出してください。
③ 審査・振込	市で審査し、交付決定通知書兼確定通知書を郵送します。 通知の郵送から、振込まで1～2か月ほどかかります。

## 7. 交付申請に必要な書類

次の書類を電子申請、窓口持参または郵送にて提出してください。

### (1) IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）

### (2) 再エネ 100%電力メニューの契約が確認できる書面の写し 又は それに代わるものの写し ※ 申請回数2回目の方は、①は不要です。

- ① 契約者名、電力メニューの名称、小売電気事業者、供給地点特定番号、供給している住所、令和7年12月28日以降の切替日（契約日）が確認できるものの写し
- ② 交付申請をする日を含む月からさかのぼって4か月以内の再エネ 100%電力メニューに係る電力使用量・料金明細書等 1か月分

例：7月に申請する場合→4・5・6・7月分のいずれか1か月の電力使用量・料金明細書等

### (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

※契約が確認できる書類の発行時期の都合で、電力切替したにも関わらず、必要書類を準備できない場合は令和9年3月12日までに必ず環境政策室までご相談ください。

問い合わせ、申請書等の提出・送付先

和泉市 環境産業部 環境政策室

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号

E-MAIL : kankyou@city.osaka-izumi.lg.jp

T E L : 0725-99-8121（直通） F A X : 0725-41-0246